

家畜保健所における病性鑑定受付状況(令和3年度上半期)

令和3年度上半期(4月1日～9月30日)において当所が実施した病性鑑定は、354件でした。その畜種別内訳を表1.に示します。

表1. 令和3年度上半期
病性鑑定実施状況 (件数)

畜種	解剖	検査	合計
牛	46 (47)	219 (241)	265 (288)
豚	0 (1)	2 (1)	2 (2)
家きん	0 (1)	19 (56)	19 (57)
その他	1 (0)	67 (101)	68 (101)
合計	47 (48)	307 (399)	354 (448)

()内は昨年度同期件数

昨年度同期の病性鑑定実施件数は448件でしたので、今年度は94件減少しています。

しかし、家畜が死亡したことによる病理解剖を見ても、昨年度同時期の49件に対して今年度は47件でしたので、ほぼ横ばい状態でした。畜種別に見ても、昨年度同様にそのほとんどを牛が占めています。この牛の解剖の受付月齢を見てみると、肉用種・乳用種ともに12ヵ月齢までの子牛が半数を占めていますが、中には3歳以上の働き盛りの牛の解剖依頼も15%ほどありました(表2.)。

表2. 牛 病理解剖数内訳

月齢	用途別・月齢別 (頭数)		計
	肉用種	乳用種	
1未満	3	3	6
1～12	16	2	18
12～24	6	0	6
25～36	9	0	9
37以上	3	4	7
合計	37	9	46

一方で検査の件数は、今年度307件と昨年度同期399件に対し、92件減少しています。減少の要因の一つに、家きん導入時のサルモネラ検査事業が昨年度で終了したことが関係しています。また、野生イノシシの豚熱(CSF)およびアフリカ豚熱(ASF)に対する検査が大多数を占めているその他の畜種も33件減少しています。とはいうものの、国内や近隣諸国ではCSFやASF、高病原性鳥インフルエンザなど、イノシシや野鳥が感染源と考えられる疾病の発生が続いていること、家畜伝染病予防法の改正に伴い、野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査が位置づけられたことにより、今後もイノシシや死亡野鳥などの野生動物に対して、一定数の検査を行っていく必要があるものと考えられます。(布藤)

